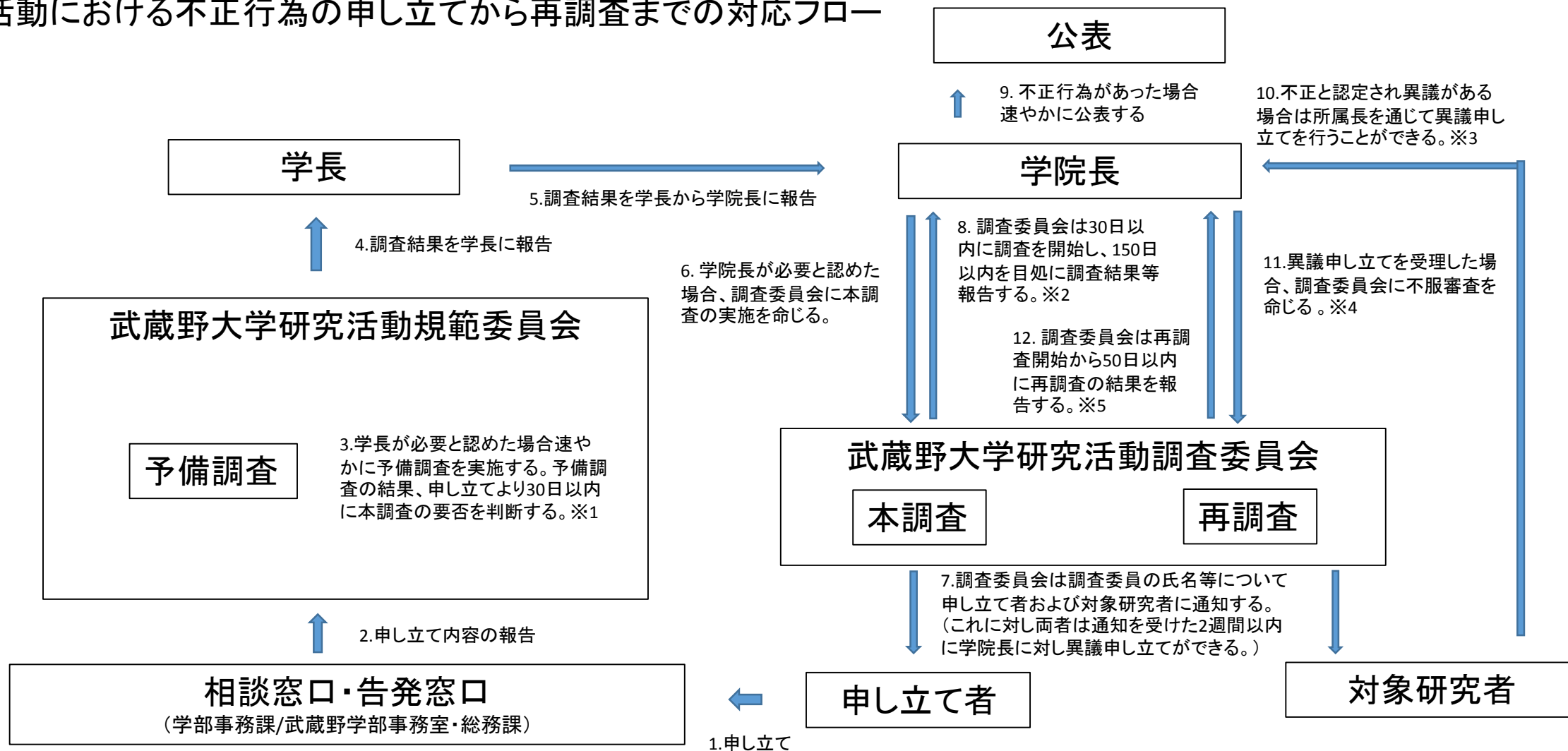


研究活動における不正行為の申し立てから再調査までの対応フロー



- ※1 予備調査の結果、本調査に至らなかった場合、申し立て者に速やかに通知する。また、予備調査に関する資料等は、その事案に係わる配分機関等及び申し立て者の求めに応じ開示する。
- ※2 本調査の報告は、学院長、学長、申出者、その事案に係わる配分機関及び文部科学省にし、不正行為が認定された場合は速やかに調査結果を公表する。また、不正行為がなく、告発が悪意に基づくものであった場合も公表する。
- ※3 異議申し立てがあった場合、関係者、所属機関、配分機関等及び文部科学省に報告をする。
- ※4 再調査の必要性について判断した時点で関係者、所属機関、配分機関等及び文部科学省に報告をする。
- ※5 再調査の結果についても関係者、所属機関、配分機関等及び文部科学省に報告をする。